

あなたのお家は大丈夫!?

旧耐震基準の住宅は倒壊の恐れがあります

建築物の耐震基準は昭和56年6月に大きく見直され、木造建築物については更に平成12年6月に強化されています。平成28年度熊本地震では、昭和56年5月以前に建築された住宅の94.7%、平成12年5月以前に建築された住宅の79.7%が被害に遭っています。

まずは耐震診断
木造住宅なら無料

耐震性が
低い場合は

災害に備え、住宅の耐震化
補強設計と耐震改修の総合的実施
耐震ベッド・耐震シェルター

耐震診断とは

平成12年5月31日以前に建築された木造住宅および昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅で、地上階数が2階以下かつ延べ面積が200㎡以下のものが対象となります。

- 木造住宅：耐震診断が無料
- 非木造住宅：費用の2/3(最大8万9千円)を補助

申し込み期日：令和8年1月30日(金)

耐震補強設計と耐震改修の総合的実施

平成30年度から、設計のみならず改修工事まで実施することを促進するために、設計と改修工事を総合的に補助するものです。設計費と改修費が補助対象となります。

- 補助要件
- ・耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断されていること
 - ・設計から改修まで一連で実施し、耐震性を一定以上まで向上させること
 - ・すでに設計の補助金を受けていないこと

補助率と補助額 57万5千円(工事費の40%が上限) +定額74万1千円

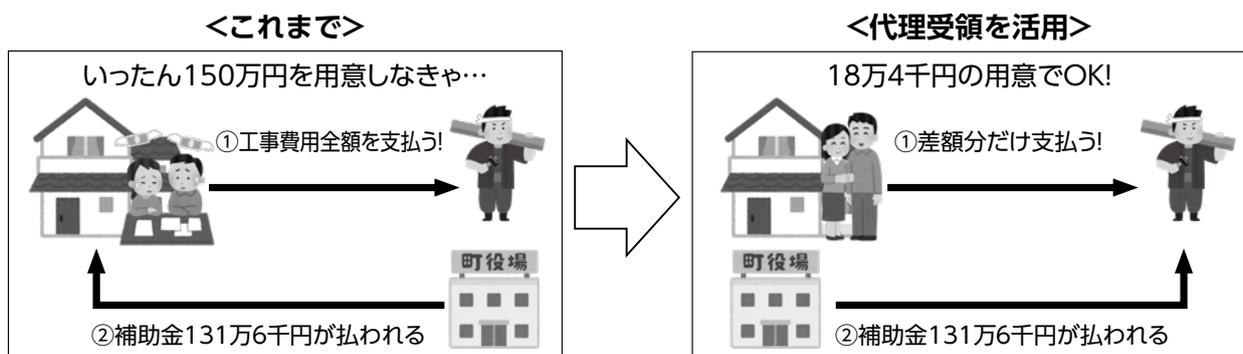
最大 131万6千円 申し込み期日：令和7年9月30日(火)

住宅耐震改修事業の補助金を受領する場合の代理受領制度について

代理受領制度とは

申請者(建物所有者等)との契約により耐震改修工事等を実施した者(工事施工業者)が、申請者の委任を受けて補助金の受領を代理で行うことができる制度です。

申請者は工事費から補助金を差し引いた額を用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減されます。



【代理受領制度のイメージ図(工事費150万円、補助金131万6千円)の場合】

～住宅の耐震化を助成します～

耐震ベッド・耐震シェルターの助成制度

耐震ベッドとは

耐震ベッドの置かれた空間のみを補強し、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保するものです。

地震時に避難が困難な方にとって、寝たまま安全を確保するものです。

※ 1階設置が条件です。



▲耐震ベッドの一例

対象となる耐震ベッド

名称	会社名	連絡先	ホームページアドレス
ウッド・ラック(WOOD-LUCK)	新光産業株式会社	06・6745・2820	http://www.shinkosangyo-as.com/
防災ベッド 標準型BB-002	株式会社ニッケン鋼業	0544・58・8336	http://ns-kougyo.co.jp
安心防災ベッド枠A	フジワラ産業株式会社	06・6586・3388	http://www.fj-i.co.jp
安心防災ベッド枠B	フジワラ産業株式会社	06・6586・3388	http://www.fj-i.co.jp
耐圧ベッドルーム型 シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー	03・3823・6220	http://www.bbk-nip.jp

耐震シェルターとは

居住室の内部を鉄骨や木材で補強し、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保するものです。

地震時に避難が困難な方にとって、そのまま部屋で過ごすことができます。

生活の中心となる部屋に設けることが望ましいです。

※ 1階設置が必須です。



▲耐震シェルターの一例

対象となる耐震シェルター

名称	会社名	連絡先	ホームページアドレス
木質耐震シェルター	株式会社一条工務店	0120・422・231	http://ichijo.jp
木造軸組耐震シェルター「剛建」	有限会社宮田鉄工	0587・37・1569	http://www.taishin-shelter.co.jp
シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所	03・3287・2011	http://www.delis-archi.co.jp

助成制度の内容

《補助要件》

- 平成12年5月以前に建築された木造住宅
- 耐震診断の結果、評点1.0未満と診断された住宅
- 応募者多数の場合は高齢者、障がい者を優先します

《補助率と補助額》

- 耐震ベッド、耐震シェルター設置工事の6分の5以内の額
- 補助対象額40万円(補助限度額は33.2万円)

※補助対象には、耐震ベッド・耐震シェルターの設置費、運搬費等を含みます。

申し込み期日：令和8年1月30日(金)

<設置工事の費用が40万円の場合>

住宅所有者 40万円

補助金の合計 33万2千円

補助金を活用すると

国 13.3万円 県 13.3万円 町 6.6万円 住宅所有者 6.8万円

【お問い合わせ先】 産業建設課(TEL：63・3804)